

中尊寺通り景観プロポーザルについて

平井節生¹・菊池恭二²

¹岩手県県土整備部長（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1、E-mail:setsuo-hirai@pref.iwate.jp）

²岩手県南広域振興局一関土木センター所長（〒021-8503 岩手県一関市竹山町7-5、E-mail:kyoji@pref.iwate.jp）

本論は、岩手県平泉町において、住民、中尊寺、平泉町、岩手県が一体となってまちづくりを進めている中尊寺通り（県道平泉停車場中尊寺線）における、道路デザインの景観プロポーザル（「県道平泉停車場中尊寺線（中尊寺通り）全体意匠及び景観設計管理業務委託」、以下「中尊寺通り景観プロポーザル」）について、道路管理者である県が質の高いコンサルタントを選定するために行った工夫について報告するもの。

キーワード: 景観、歩車共存、道路設計、プロポーザル

1. 中尊寺通りの景観検討について

(1) 中尊寺通りの概要

中尊寺通りはJR平泉駅と中尊寺を結ぶ延長1.4km、幅員7.0mから9.0m程度を有し、世界遺産登録を目指している無量光院跡、柳之御所遺跡、中尊寺を結ぶ観光上重要な道路であると共に沿道住民の生活道路である。



図-1 位置図



図-2 無量光院跡

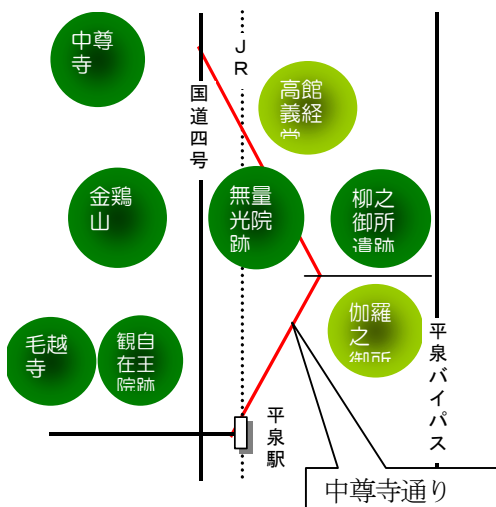


図-3 中尊寺通りと史跡位置図

(2) 景観検討の経緯

- 1) 平成19年度、住民ら22名で構成する「中尊寺通りまちなみ整備検討会」が発足、整備に向け現況の総幅員8.0mの中で車道幅員を4.5mに制限し、歩行空間を創出する社会実験を行った。
- 2) 平成20年度、一方通行により十分な歩行空間を創出する案で、沿道住民説明を実施したが、合意が得られなかった。
- 3) 平成20年度、無電柱化の対象路線として、中尊寺通りが無電柱化推進計画（H21～H25）に位置づけられた。
- 4) 平成21年度、車道3.5m思いやりゾーン1mを両側に設ける歩車共存道路案で沿道住民の合意が得られた（図-4）。

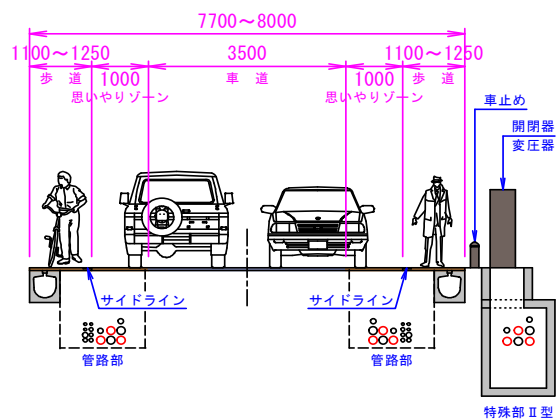


図-4 整備のイメージ

- 5) 平成21年度、平泉町及び中尊寺通りまちなみ整備検討会作業部会（図-5）により沿道空間のデザインコードである「中尊寺通りまちなみの方向性」が決定された。



図-5 まちなみ整備検討会作業部会

(3) 中尊寺通りにおける課題

中尊寺通りは、以下のとおりデザイン上からも事業実施上からも難しい課題を抱えている。

1) 高度な道路デザインへの要求

世界遺産登録への動きを契機に、中尊寺通りでは、住民が主体となったデザインコードの策定や軒行灯、縦格子による修景など沿道空間づくりに取り組んでいる。また、もとより東北有数の観光資源を持つ地域であることから、道路のデザインは第一級の高度なものであることが要求される。



図-6 中尊寺通りの軒行灯（住民設置）

2) 特別史跡内での整備

中尊寺通りのうち約330mの区間は、特別史跡である無量光院跡を通過する。本区間の西側には建物がなく、無量光院跡の史跡に直接面している。本区間においては、電線共同溝の設置と地下遺構の保存を両立させる必要があるとともに、道路デザイン上も本区間の沿道の性質に合ったものであることが求められる。



図-7 中尊寺通り（左が無量光院跡）

3) 中尊寺通りの多様な意味性

中尊寺通りは多様な時代性を持つ。すなわち、平安時代には中尊寺の門前町として栄え、江戸時代は奥州道中の宿場町としての役割も担った。昭和時代には国道として幹線道路としての役割も担った。

また、中尊寺通りは現在でも、中尊寺の参道としての性格のほか、駅から無量光院跡及び柳之御所遺跡へのアクセス経路、また、平泉駅の駅前商店街としての性格を有する。道路デザインにあたっては、これらの多様な意味性を考慮しなければならない。

4) 歩行者の安全確保

1 (2) に示した通り、観光客等の歩行者と自動車交通の共存策として思いやりゾーンを持った幅員構成が合意されたが、増大が予想される歩行者の安全確保に留意しなければならない。

5) 並木敷の存在

往時の奥州街道並木敷は現在失われているが、今後緩やかに回復される見通しであることから、回復後に大きな修正がないよう長期的な視点にたった整備意匠が必要である。



図-8 並木敷に合わせてセットバックした建物

2. 公募の流れ

本委託業務におけるコンサルタントの特定は簡易公募型プロポーザル方式により行なった。選定のため、「県道平泉停車場中尊寺線（中尊寺通り）全体意匠及び景観設計管理業務委託建設コンサルタント選定委員会」（以下「選定委員会」、後述）を設置した。

1) 手続き開始の公示を平成22年6月28日に行い、説明書の交付を行い、参加表明書の受付(7月7日～7月16日)を行った。その結果、8者(単独参加4者、JV参加4者)からの応募があった。

2) 第1回選定委員会(7月20日)において技術提案書提案者の選定及び評価基準の検討を行い、7月28日に技術提案書提出要請を8者に対して行った。第1回委員会議事概要及び質問への回答については岩手県ホームページ

ジに掲載した。

3) 技術提案書の提出 (8月20日締め切り) を受けて、第2回選定委員会(8月26日)を開催し、各社からのヒヤリングによる審査により、コンサルタントの選定を行った。

3. 中尊寺通り景観プロポーザルの特徴

本業務は、別途発注する電線共同溝予備設計及び詳細設計、道路詳細設計を統括するとともに、道路デザイン検討会、同作業作業部会及び住民共同部会を主体的に組織・運営しながら道路全体のデザインを行うものである(図-9参照)。

本業務を遂行するに当たってはこのような全体の枠組みをマネジメントしながら、2. に示した中尊寺通り特有の課題を解決しつつ第一級の道路デザインを短期にまとめあげることが要求される。

このことから、特定されるコンサルタントは、全国トップレベルのデザイナーかつプランナーであることが必要と認識し、簡易型プロポーザル業務の形式をとった上で、以下のような公募上の工夫を行った。



(1) JV参加

岩手県規定²³⁾によれば、JVの全参加者が建設関連業務(コンサルタント等)の資格登録をしていることが必要だが、業務の性質、規模等に照らし、知事が必要と認める場合、例外が認められている。

そこで、今回は、代表者が建設コンサルタント登録していれば、構成員は登録していなくてもよいこととした。これは、コンサルタント登録をしていないデザイン事務所等もJVとして参加できるよう門戸を開くことを狙いとしたものである。

(2) 配置予定技術者の資格要件

①管理技術者は、JVの場合は代表構成員に所属し、デザインを統括する十分な能力と実績を有していることとした。即ち、技術士資格だけでなく、景観分野における過去の実績、受賞歴を求めた。

②照査技術者は、意匠を統括する十分な能力と実績を有していること。

③担当技術者は3名とし、担当する意匠、業務管理に十分な能力と実績を有していること。

(3) 技術提案者の選定基準

資格要件を満たしている者から選定基準(表-1)により選定した。

表-1 技術提案者選定基準

評価項目	評価事項
登録状況	建設関連業務に登録されているか
技術職員状況	業務に必要な専門分野の技術職員の在籍状況
同種又は類似業務の実績	会社としての同種又は類似業務の内容
配置予定の管理技術者の資格等	資格、業務経歴、意欲、手持業務の状況、景観・デザインに関する受賞歴

(4) 技術提案を特定する基準

技術提案を特定するための評価基準は表-2のとおりとした。

表-2 技術提案を特定するための評価基準

評価項目	評価事項
配置予定の技術者の資格等	資格、業務経歴、同種又は類似の業務実績、業務に対する意欲、委員会・学会活動、手持ち業務の状況、景観・デザインに関する受賞歴
業務に要する費用	技術者動員計画、業務費用
技術提案	技術提案の的確性、独創性、実現性、プレゼンテーション力

表-2 中、景観・デザインに関する受賞歴は高度なデザイン能力を求める観点から全国レベルのものに限るとした。

業務に要する費用の項目中「技術者動員計画」の中では、設計調整の枠組み(図-9)におけるマネジメント能力、すなわち、「道路デザイン検討会」等をマネージしていく計画を記載してもらい、その妥当性を見ることにした。また、業務費用は提案者が積算した額を記載してもらい、価格が低いほど高い点数を与えることとした。

技術提案の的確性とは、設定されたテーマに対して的確な内容になっているか、技術提案の独創性とは、独創性のある提案がなされているか、技術提案の実現性とは、実現性のある技術や手法等が提案されているか、という評価を意味する。

また、技術提案は、技術提案全体のコンセプトをA3に1枚にまとめたものと、中尊寺通り中の3つのゾーンそれぞれA3の1枚ずつのイメージパース3枚の提出により行うこととした。技術提案全体のコンセプトの中には景観に配慮すべき事項を5つ以上列挙することとした。

(5) 参考業務規模

本県における別件の道路の景観設計の委託費や設計区間の距離の比率等を参考にして、本件における参考業務規模を3500万円(消費税込み)程度と想定し、業務説明書に記載した。

(6) 高度な技術提案を審査するための体制

選定委員会は、景観デザインで第一級の学識経験者2名、中尊寺要職、平泉町、県(県土整備部、教育委員会)の6名で構成することとし、高度なデザイン能力等を審査しうるものとした。

4. 審査状況

(1) ヒヤリング

技術提案書の提出者8者に対し、選定委員会が、技術提案の内容のヒヤリングを実施した。ヒヤリングは、1者当りプレゼンテーション10分、質疑15分の計25分で、説明者は3名まで、技術提案のため提出された説明書及びパースのみを用いて良いこととした。6名の審査員は評価基準のうち表-2の技術提案の項目(的確性、独創性、実現性、プレゼンテーション力)のみ点数をつけ、配置予定技術者の資格等及び業務に要する費用については事務局案をチェックする形にした。

(2) 技術提案の傾向

上位ランクの2者は、中尊寺通りのまちづくり総体として何をやっていけばよいのかを見据えた、中尊寺

通りに相応しい提案であった。

上位の提案者の傾向としては大きく3点があげられる。

①個々のデザインだけでなく、まちづくりの視点が入り入れられていたこと。

②中尊寺通りが複数の時代性を有することに対する解釈を試みたものが多かったこと。

③個々のデザインはコストや維持管理の低廉さが意識され、また、地場の素材を活かしたものが多かったこと。

5. 今後の課題

今回技術提案に参加した8者は、全国で活躍されているコンサルタントやデザイナーが中心であり、地方に本拠を置くコンサルタントがJVの代表になっての応募はなかった。地方に本拠を置くコンサルタントのレベル向上が図られるべきである。

本件のような道路設計を行うべき地域は本県内にも多数存在すると考えられ、また、景観に特に配慮すべき大規模な橋梁の事業も残っている。そのような事業にも本件の応用が出来るものと考えられ、公共事業による良質な景観の蓄積に向けた積極的な展開を図るべきだと考える。

6. おわりに

技術提案者におかれては、お盆期間を挟んだ短い期間のなかで、優れたデザイン提案をしていただいた。また、長時間にわたって技術提案の審査にあられた審査委員の皆様へ深甚なる敬意と感謝を申し上げ報告とする。

注) 建設関連業務の委託契約にかかる条件付き一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規定(昭和58年12月23日、岩手県告示第1328号)